

第 章 色彩誘導の考え方

- 1 . 色彩の基礎的事項

(1) マンセル表色系による色彩表現

色彩は、一般的に赤や青といった「色名」で表現しますが、これらの色には幅があり、人によって思い浮かべる色は異なります。これらの色を多くの人々が共有できる客観的な尺度として表現する手法は「XYZ 表色系」「オストワルト表色系」などいくつかありますが、本ガイドラインにおいては、日本工業規格（JIS）の標準色としても利用されている「マンセル表色系」を用います。

マンセル表色系は、1つの色を「色相」「明度」「彩度」といった3つの属性で表すものであり、これによって「濃い赤」や「淡い赤」といった色名よりも個人差のない正確な色彩を表現することができます。

《色彩の3つの属性》

色相（しきそう）

「色合い」を10の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベットと数字で表す。

明度（めいど）

「明るさの度合い」を0から10の数字で表す。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなる。

彩度（さいど）

「鮮やかさの度合い」を数字で表す。鮮やかな色彩ほど数値は大きくなるが、その最大値は色相によって異なる。

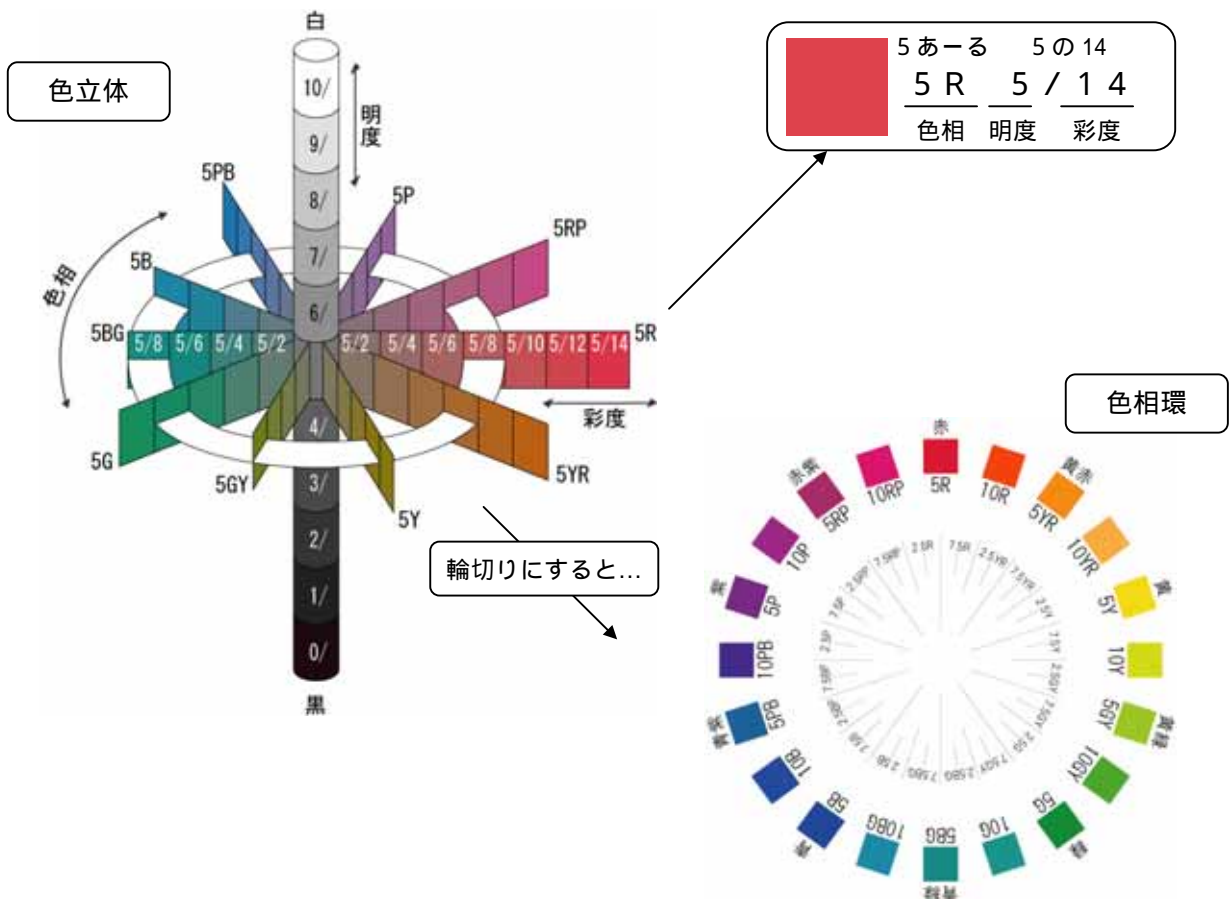


図 マンセル表色系の仕組み

「低彩度」と「高彩度」

「明度」と「彩度」の関係を色相ごとに示したものが「マンセル色票」であり、縦軸に「明度」、横軸に「彩度」を表します。5R と 5B の色票を比較するとわかるように、彩度の最大数値（最高彩度）は色相によって異なるため、一概に「低彩度」と「高彩度」を数値によって表すのは難しいですが、本ガイドラインでは彩度幅を3つに分け、低い方の概ね 1/3 を「低彩度」、高い方の概ね 1/3 を「高彩度」と呼ぶものとします。

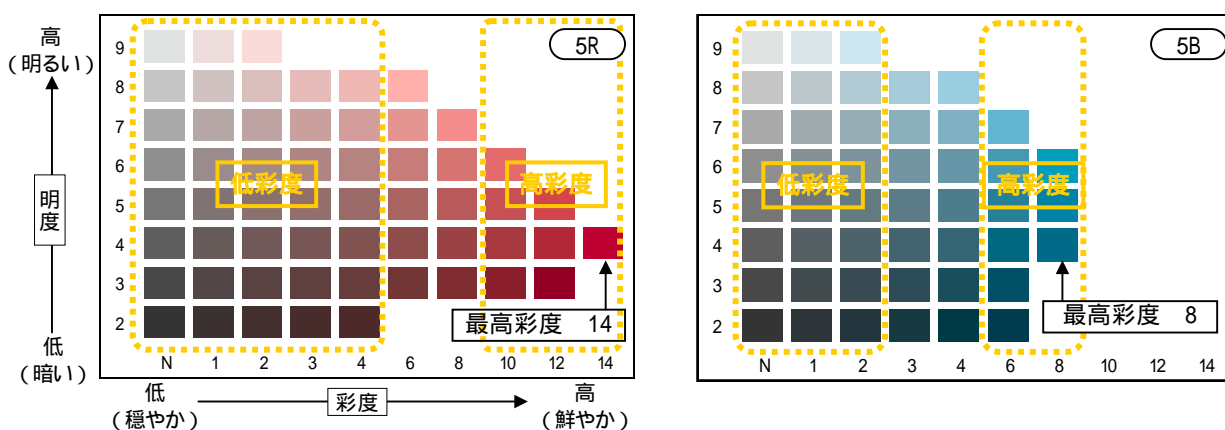


図 最高彩度と彩度区分（5R・5Bの例）

「暖色」と「寒色」

人は色から様々なイメージを受けますが、その中でも温度に関するものが一般的に知られています。

「暖色」は温かい感じを与える色であり、色相環の R(赤)から Y(黄)系統の色相を指します。反対に「寒色」は冷たい感じを与える色であり、BG(青緑)から BP(赤紫)系統の色相を指します。また、これらの間の色を「中間色」といいます。

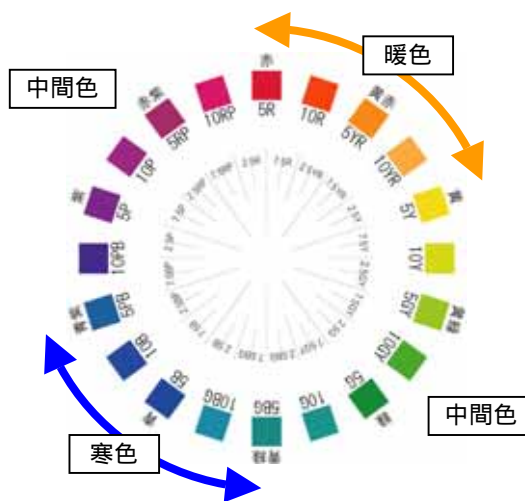
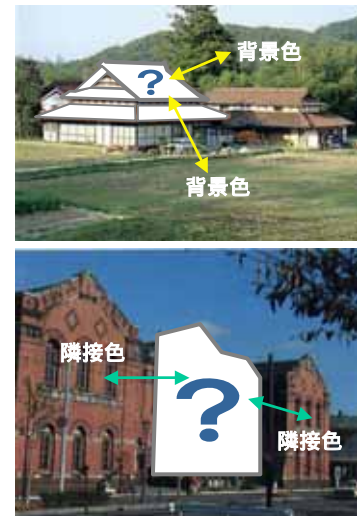


図 色相と温度感

(2) 色彩の調和

心地よい感じを与えるような色の組み合わせを「色彩調和」と言います。色彩を誘導する際、「周辺景觀に調和させる」などと良く表現されますが、どのように「調和」させれば良いのか、マンセル表色系によって説明します。

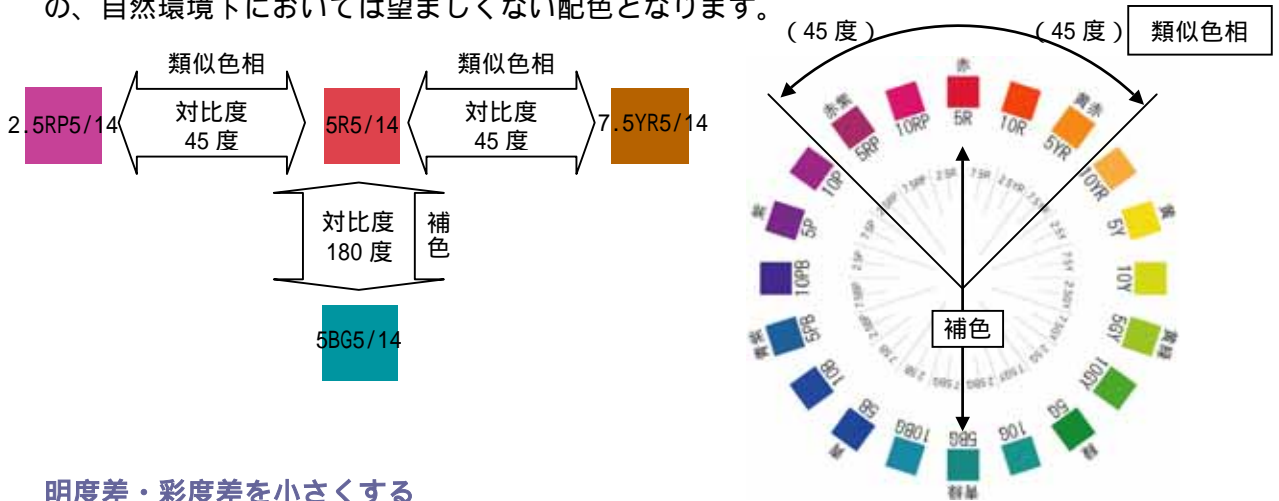
「調和」を言い換えれば、対象物と周辺景觀の間における一定の変化または秩序といった「バランス」を保つことであり、自然の山並み等の「背景色」や隣接する建築物等の「隣接色」との色の対比関係について考えることが必要です。



類似色相を使う

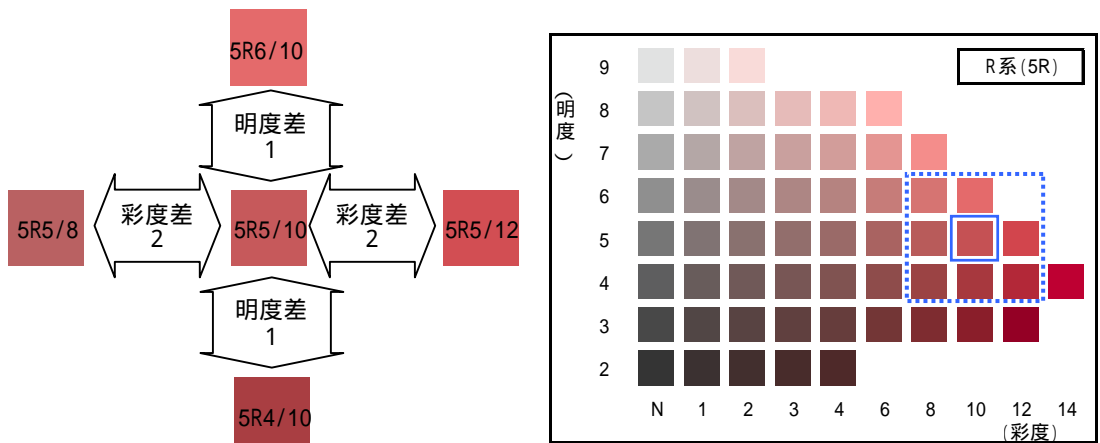
色相環を用いて2色間の色の距離を角度で表したものを「対比度」といい、その色を中心として左右それぞれ概ね45度内の色相が「類似色相」と言えます。

ちなみに、色相環の反対にあたる色を補色（反対色）といい、これらの2色の組み合わせは対比が強い組み合わせとなるため、人工物において意識的に使われることはあるものの、自然環境下においては望ましくない配色となります。



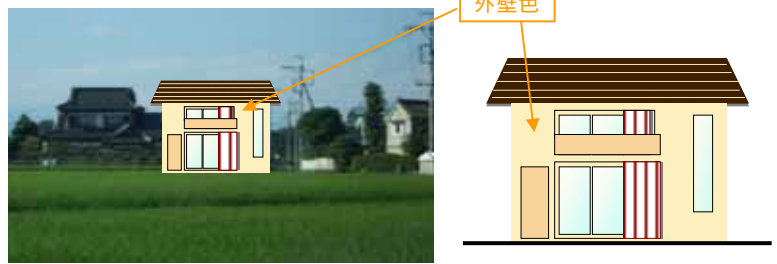
明度差・彩度差を小さくする

明度差や彩度差を抑えることでも調和を保つことができます。一般的には、明度差を1程度、彩度差を2程度に抑えることで、その2色の組み合わせは調和していると言えます。



(3) 「地」と「図」の配色

ものを見るときには、何かを背景として対象を見ていることが多く、このときの背景を「地」、対象を「図」といい、色彩を考えるにあたっては、この「地」と「図」のバランスに配慮する必要があります。



建築物の外壁色が、左の場合は「図」、右の場合は「地」として捉えられる。

建築物や工作物などは幾つかの部位で構成されており、外壁など配色の基調となる色彩を「地」とした場合、屋根や建具などの色彩は「図」となり、これらの各部位がばらばらな色彩であると、まとまりのない調和に欠けたものとなってしまいます。一方で、大きな面積を有する建築物や工作物を単一色とした場合は、全体的にメリハリのない単調なイメージを与えます。

目的に応じて、複数の色を組み合わせること、またはその組み合わせを「配色」といい、これらの配色パターンによって、人に与えるイメージが異なります。

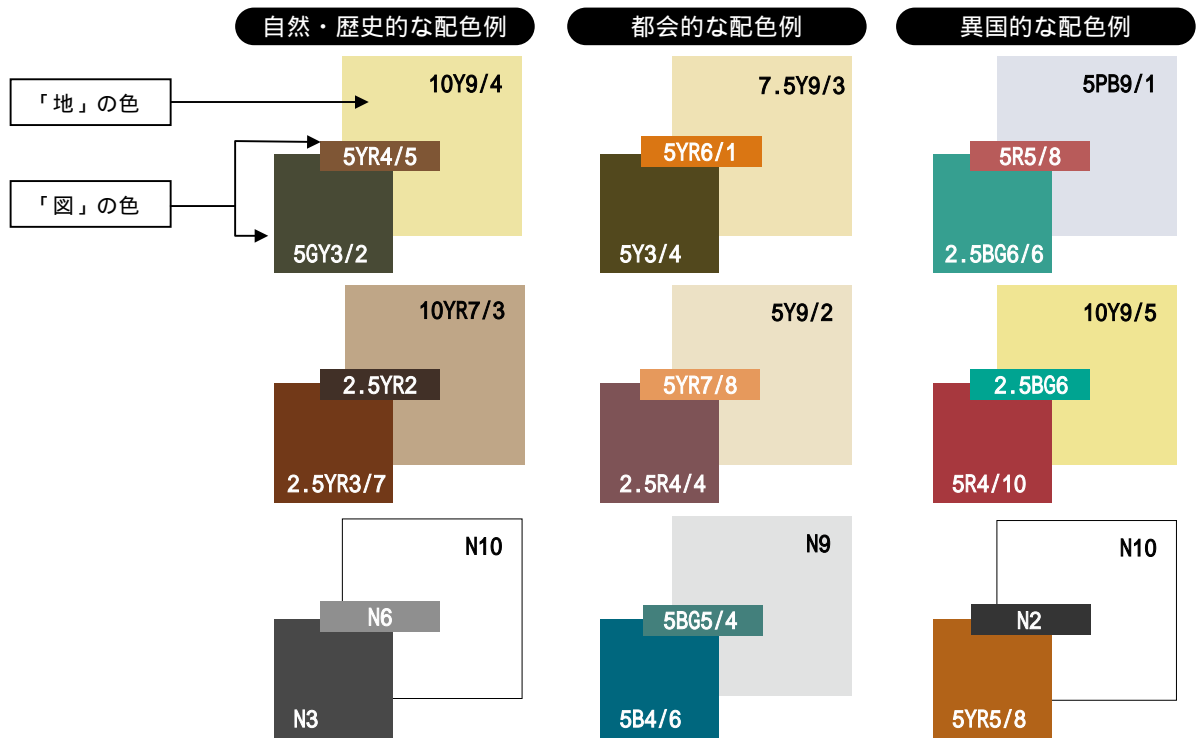


図 「地」と「図」の配色パターン

(4) 自然素材の色彩

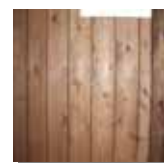
自然素材を建築物の一部に、素材色のまま用いることにより、温かみを感じられるとともに、大谷石などの地場産材を効果的に使うことにより、地域性の創出にもつながります。



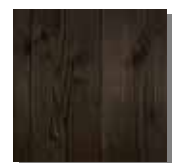
大谷石
色相:N, Y, YG
彩度:0.5~1.0
明度:7.0~9.0



諫早石(砂岩)
色相:Y, YR
彩度:0.5~3.0
明度:8.0~9.0



杉板
色相:YR
彩度:2.0~4.0
明度:5.0~8.0



焼杉材
色相:YR
彩度:1.0~4.0
明度:3.0~4.0

図 自然素材の標準的な色彩(産地や個体差によって異なります。)

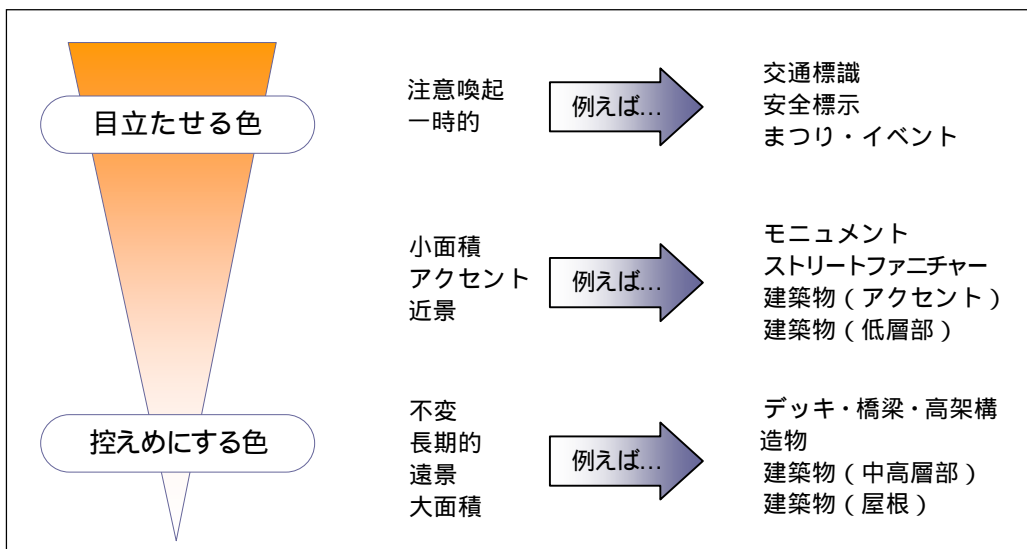
- 2 . 色彩誘導の基本的作法

(1) 5 つの基本的作法

美しく、心地よく感じる色彩は、個々の美意識や感受性によって左右されやすいものですが、景観づくりで特に気をつけたい以下の5つの視点を基本的作法として、多くの人に受け入れられるような色彩誘導を行う必要があります。

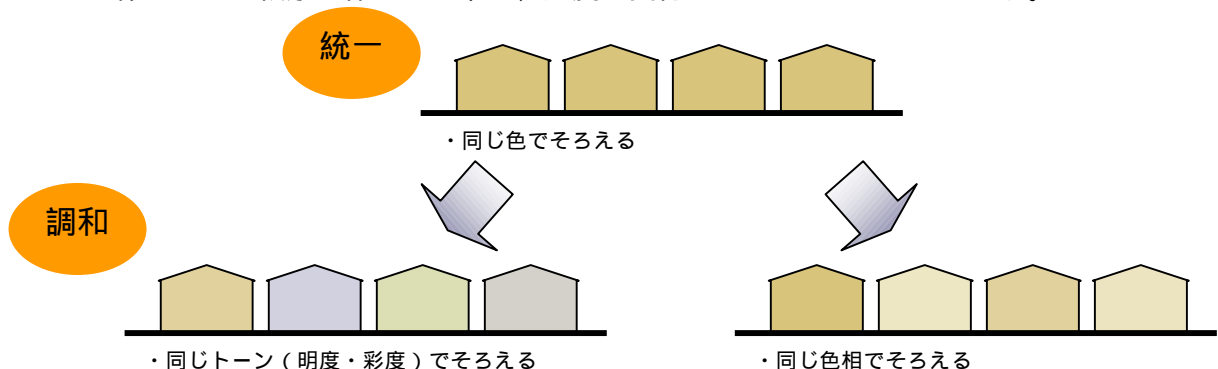
色彩の秩序を守る（公共性への配慮）

景観を構成する要素が「目立たせるもの」か「控えめにするもの」かを考え、景観における秩序を保つ必要があります。例えば、遠くからも目に付きやすい建築物の中・高層部や屋根面はあまり目立ちすぎないように、彩度を抑えた落ち着いた色のある色彩とすることが望まれ、一方、交通標識など注視性が求められるもの、ごく小面積なもの又は一時的なものについては、高彩度色を用いるようにします。



地域の色彩特性を理解する（地域性への配慮）

都市部においては、ある一定のまとまりを持った地域や地区の色彩特性に配慮し、それぞれの地域で多く使われている素材や色彩などを調査した上、街並みの連続性という視点から色彩を検討することが必要です。このとき、「統一」ではなく「調和」を前提とし、設計者や事業者がある程度自由に色を選択できるよう幅を持たせることによって、全体としての秩序が保たれた中で、適度な変化をもたせることができます。



自然の色彩を活かす（環境性への配慮）¹⁴

地域性・地区性の1つの要素として自然環境があります。自然が豊かな地域や地区においては、特に樹木の緑や背景の山々の緑などとの調和に配慮することが求められます。

自然の色は、季節や見る距離によって見え方が異なるものの、一般的には YR（黄赤）系～BG（青緑）系で低～中彩度、低～中明度のものが多く、建築物等の基調色の彩度を低く抑えることにより、自然の色から突出しないような色彩とすることが望ましいと言えます。

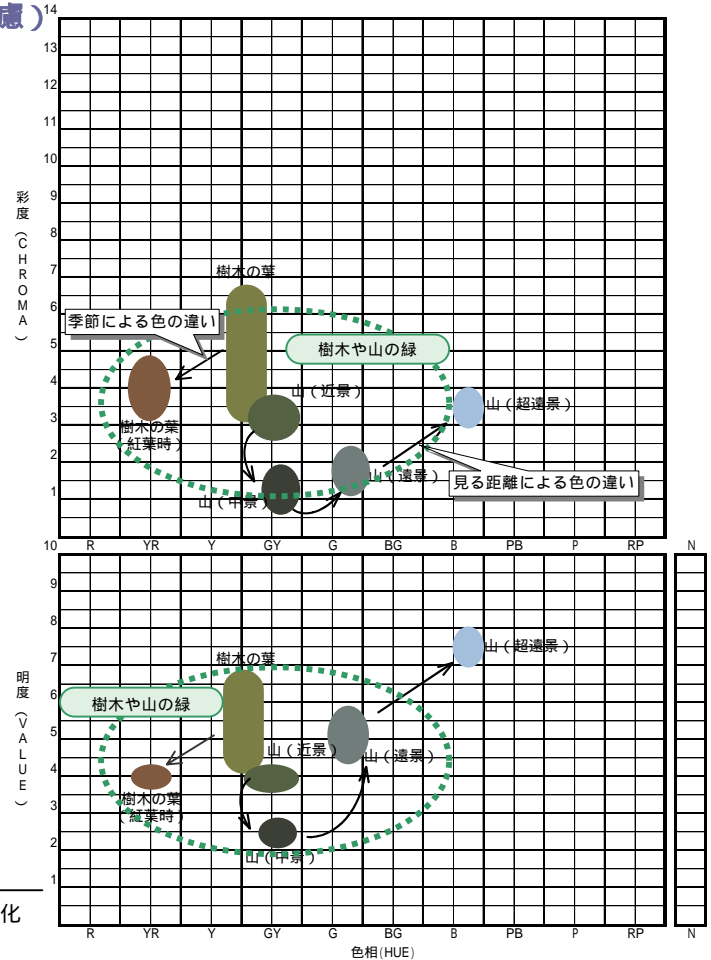


図 自然環境の色の変化

色彩の持つ力を維持する（機能性への配慮）

色の持つ機能性の中に、赤色は「危険」、黄色は「注意」、緑色は「安全」など、情報を人にわかりやすく伝えている場合があります。工作物や広告物等の色彩を考える際には、これらの機能を妨げないように配慮する必要があります。

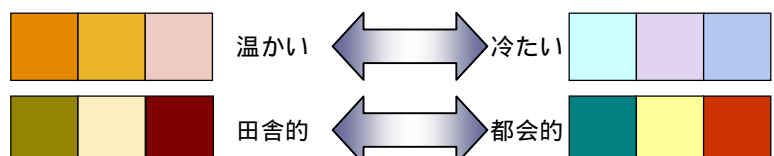
また、時間の経過による退色や汚れなどにも注意し、適宜、塗替えを行うなど、必要な機能を維持できるようにすることも大切です。



写真 赤、緑、黄色の持つ機能性

色彩の与えるイメージを考える（意味性への配慮）

色には「温かい - 冷たい」や「田舎的 - 都会的」など、色を見て感じる共通のイメージがあり、多くの人が地域のイメージと合致しないと感じる色彩は避ける必要があります。また、色はその素材感と一体となって捉えられることが多いため、素材の選択についても注意が必要です。



- 3 . 宇都宮市がめざす色彩景観

(1) 宇都宮らしい色彩景観のあり方

地域の個性ある色彩景観を形成していくためには、個々の建築物等の独自性を活かしながら、景観特性に関係の深い「自然」や「土地利用」の特徴的な構成要素を捉え、これらの構成要素が作り出す色彩的な特徴を損なわず、調和を保つよう色彩景観を誘導することが大切です。

本市は、都市化が進行した中心市街地を有する一方で、山地や田園といった自然が市街地周辺に広がっており、都市景観から自然景観までバランスよく有していることが大きな特徴であると言えます。

このように、本市は多様な景観特性を有しており、その色彩も「宇都宮の色」といった特定の色に集約されるものではなく、景観特性に応じた変化とメリハリのある色彩景観を創出することが、本市の色彩景観のあり方と言えます。

そのため、本ガイドラインでは、自然や土地利用を踏まえた、宇都宮市景観計画の5つの景観ゾーンごとに基調となる色彩の推奨範囲を設定し、周辺環境との調和を図るとともに、市街地においては、立地場所を考慮した中で、事業者や設計者が独自性を創出する強調色の推奨範囲を定め、ゾーンの特徴を活かした色彩誘導を図っていきます。

景観特性に応じた変化とメリハリのある色彩景観の創出

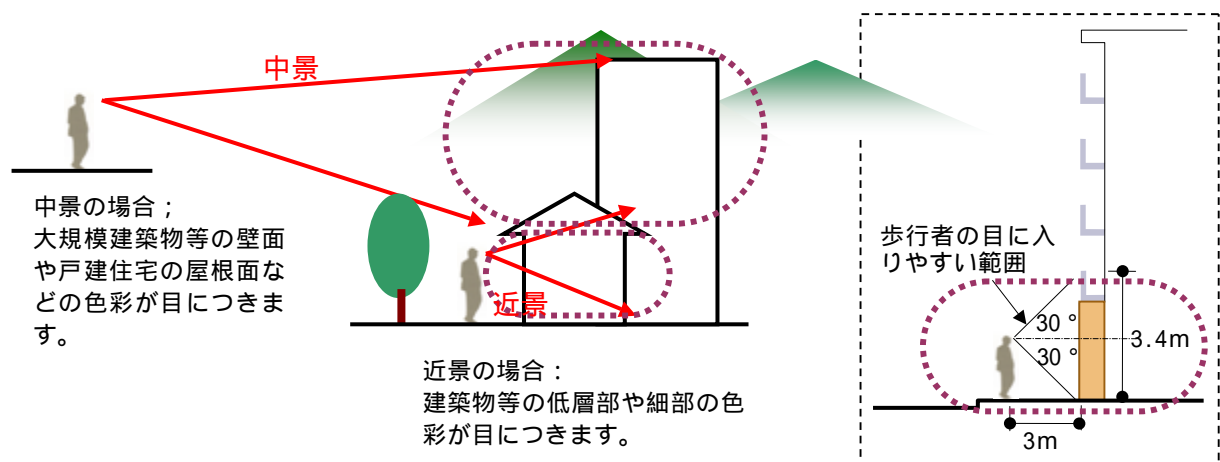


(2) 誘導基準の設定対象

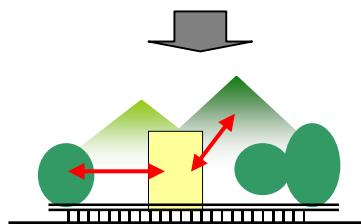
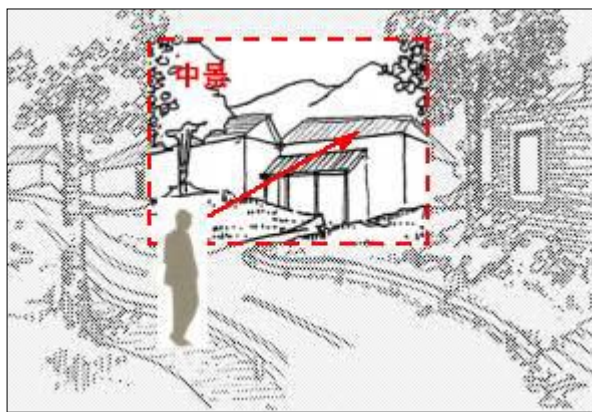
本ガイドラインでは、建築物等(*)で大きな面積を占める(外壁)及び(屋根)の「基調色」の推奨範囲を定め、背景となる自然とのバランスや街並みとしての連続性を保ちます。

また、市街地の3つの景観ゾーン(住宅地景観・工業流通景観・都心景観)については、色彩の選択の自由度を高め、建築物等の表情を創出することができるよう、小面積で使用する「強調色」についても推奨範囲を定めます。

(*) 建築物等：全ての建築物に加え、景観計画において届出対象行為とされている一定規模以上の塀・柵や塔、製造・貯蔵施設、遊戯施設等の工作物も含まれます。(ただし、他法令等で別途、色彩基準が定められているものは除く。)

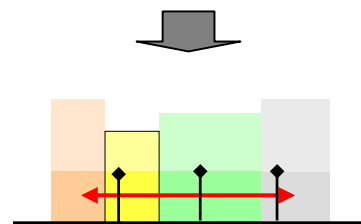
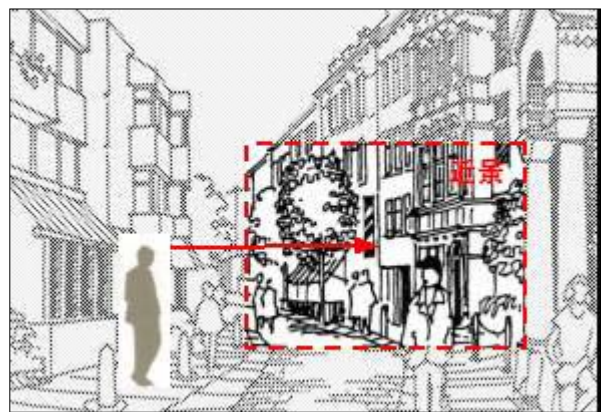


自然地 - 山地丘陵・田園集落景観ゾーン



自然地では視界が開けており、対象物の色彩は背景となる自然の色とのバランスが大切になります。

市街地 - 住宅地・工業流通・都心景観ゾーン

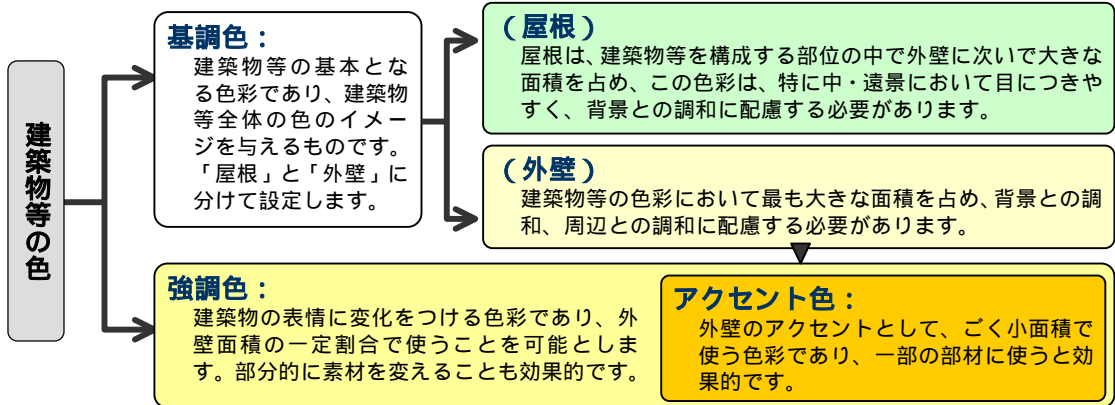


市街地では視界が狭まり、対象物との距離が近くなるため、色彩は周りの建築物や工作物とのバランスが大切になります。

推奨色の適用範囲

「基調色（外壁・屋根）」「強調色（外壁）」について、以下の範囲で推奨色を適用します。色彩の選定にあたっては、原則、「基調色（外壁・屋根）」の推奨範囲から選択（複数可）するものとしませんが、市街地の3つのゾーンについては、外壁面積の1/4（25%）以内で「強調色（外壁）」を使用できるものとします。

また、「アクセント色」については、外壁面積の5%以内で自由に使えるものとし、特に推奨範囲は定めのないものとします。



区 分		推奨色の適用範囲	各色許容割合
自然地	山地丘陵景観ゾーン		屋根 基調色
	田園集落景観ゾーン		外壁 基調色 アクセント色 5%以内
市街地	住宅地景観ゾーン		屋根 基調色
	工業流通景観ゾーン		外壁 基調色 強調色 25%以内 アクセント色 5%以内
	都心景観ゾーン		強調色 25%以内 アクセント色 5%以内

ここでいう「外壁」とは、窓面、バルコニー、ドア等を含めた、目に見える立面全体を指します。

(3) 色彩誘導の仕組み

本ガイドラインは、宇都宮市景観計画における「良好な景観形成に関する方針」に基づき、5つの基本的作法を示します。また「良好な景観形成のための行為の制限」に基づき、より地域の特性に応じた色彩誘導を図るため、「景観ゾーン」や「公共施設」における色彩の誘導基準及び配慮事項を明らかにし、適切な誘導を行っていきます。

《宇都宮市景観計画》

